成果品の品質確保方策

成果品のチェック体制の強化施工段階における設計者の関与

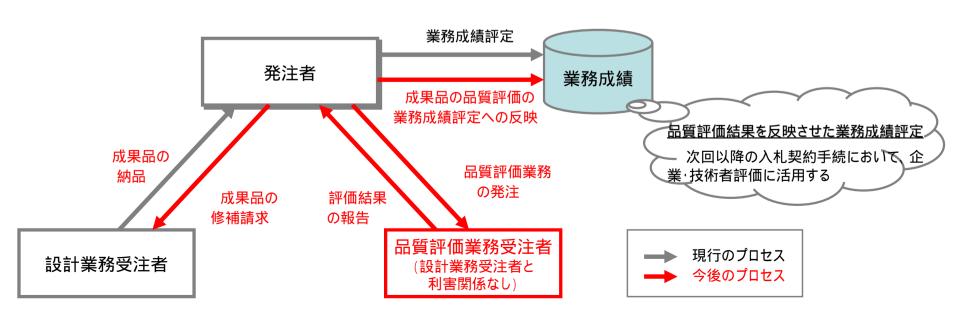
成果品の品質評価の実施

1. 成果品の品質評価の導入目的

- ◆成果品の品質の向上及び設計業務受注者の技術力の適切な評価を目的として成果品の品質評価を行う。
- ◆完了検査では、履行内容が契約図書に示されたものになっているかの確認を行い、設計成果品の品質評価によってさらに現場条件との適合性や他の関連業務との整合性・全体最適性などの評価を行う。
- ◆品質評価の結果を業務成績に反映させることにより、企業や技術者の技術力が受注者の選定に適切に反映される仕組みの構築及び設計業務受注者の自主的な設計照査の強化が期待される。

2.成果品の品質評価の概要

- ◆ 業務完了検査後に発注者支援の一環として第三者に委託して実施する。
- ◆ 成果品の品質評価によって修正すべき箇所が明らかになった場合は、発注者は工事発注前に適切な設計成果を整える。
- ◆修正すべき箇所が設計瑕疵と認められる場合には、設計業務受注者に対して瑕疵修補請求を行うとともに、瑕疵の内容に応じて業務成績評定点の修正(減点)を行う。
- ◆品質評価の対象業務は、<u>構造計算を伴う設計業務</u>とする。



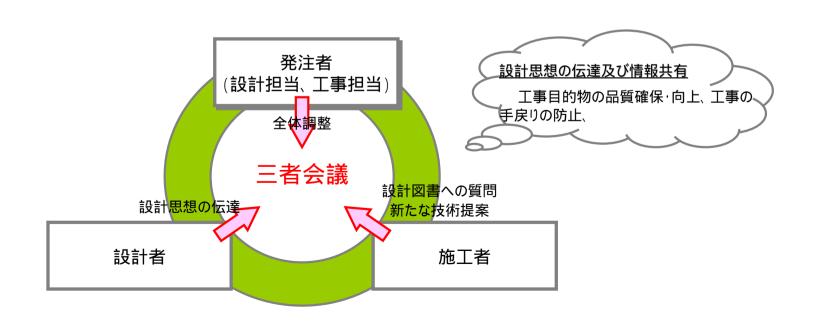
三者会議の設置

1. 三者会議の目的

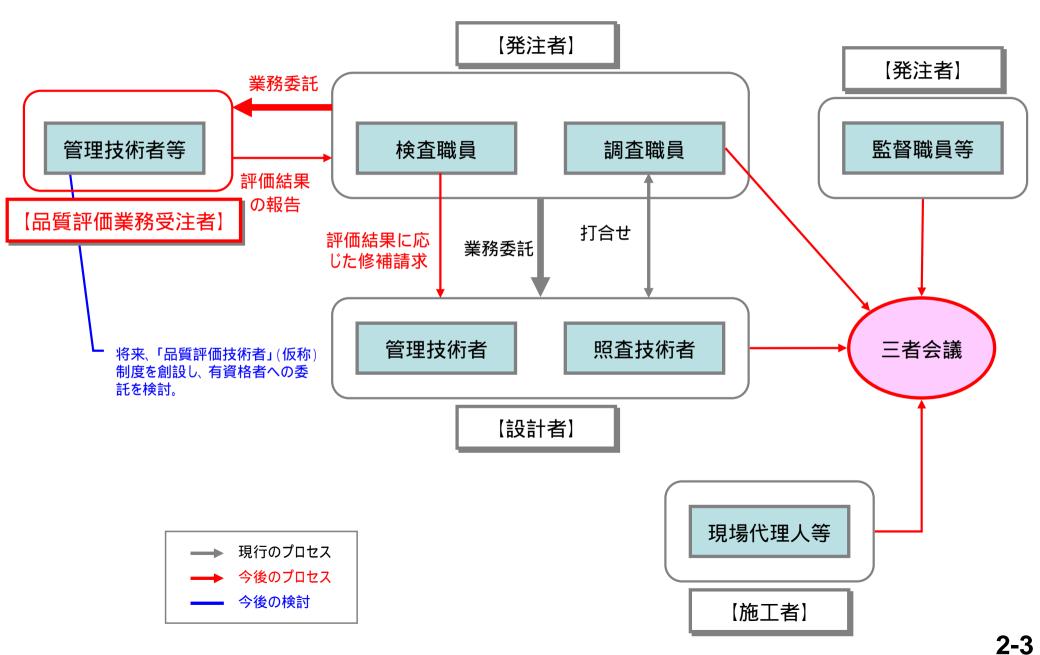
◆<u>工事目的物の品質確保</u>を目的として、施工段階において、発注者(設計担当・工事担当)、設計者、施工者の三者による『三者会議』を実施し、<u>設計思想の伝達及び情報共有</u>を図る。

2.三者会議による品質確保・向上の概要

- ◆ 工事調整会議は、施工者が設計図書を照査した後に、施工計画書の作成前に開催するものとし、発注者 (設計担当、工事担当)、設計者(管理技術者等)、施工者(現場代理人等)が出席する。
- ◆ 会議では、発注者(設計担当)・設計者から設計思想や施工上の留意事項等を説明するとともに、施工者から設計図書に対する質問や現場条件に適した技術提案などを受ける。
- ◆原則として<u>構造物が主体の工事を対象</u>とする。



コンサルタント業務の品質確保方策



平成19年度の実施内容(案)

【成果品の品質評価】

- 構造計算を伴う設計業務を対象として試行
- 試行を通じて以下の2点を検討
 - 品質評価の具体的な手法
 - 業務成績評定の修正基準

【三者会議】

● 構造物が主体の工事を対象に実施